

| 研修の種類                            | 趣旨・目的   | 実施形式                                    | 開催                        | 科目                                 | 費用    | 実行機関                | 備考                       |
|----------------------------------|---|---|---------------------------|------------------------------------|-------|---------------------|--------------------------|
| 合同研修<br>1.判例・先例研究                | 事実上の法源である判例および登記申請手続における行為規範である先例を研究し、発表することにより、法律家である司法書士に要求される法律的素養および法的思考能力のさらなる向上を目的とする。  | ・シンポジウム<br>(外部講師・会員発表者)<br>・叢書の発行       | ・2回                       | ・職務に関する判例<br>・上記判例に関する法令、先例、通達     | 一部会補助 | 総合研修所<br>(判例・先例研究室) |                          |
| 2.専門研修                           | どのような改革がなされ、いかなる社会になるうとも、我々が法律家として自信と誇りを持ち続け得るように、憲法及び新法令を含む様々な分野の研修及び職業倫理に関する研修を行い、会員が制度趣旨から考え得るスキルを修得し、常に市民の権利擁護の担い手となることができるようになることを目的とする。 | ・セミナー<br>・講義<br>・質疑応答<br>(外部講師・会員講師による) | ・7回以内                     | ・適宜選択                              | 全額会負担 | 総合研修所<br>(専門研修室)    | ・登記法改正に対応する研修<br>・職業倫理研修 |
| グループ・個別研修<br>1.支部セミナー・支部ブロックセミナー | 支部セミナー及び支部ブロックセミナーは、本会主催の研修会を補完し、かつ、会員の研修に対する自主性を涵養することを目的とする。  | ・セミナー<br>・講義<br>・質疑応答<br>(外部講師・会員講師による) | ・各支部3回以上<br>・支部ブロック会各1回以上 | ・法令、先例通達、取扱事例等から随時設定<br>・会からの統一テーマ | 一部会補助 | 研修部                 |                          |
| 2.実務協議                           | 会員等より提出された職務上の疑問点・問題点を検討する。<br>東京法務局との協議機関である東京登記実務協議会で定期的に協議し、不統一事例等につき、その統一調整等を図る。  | ・質疑応答<br>(会員等からの申出事項についての検討)            | ・6回以内                     | ・法令、先例通達<br>・取扱事例                  | 全額会負担 | 総合研修所<br>(実務相談室)    |                          |

| 研修の種類                 | 趣旨・目的  | 実施形式                         | 開催   | 科目  | 費用    | 実行機関               | 備考 |
|-----------------------|--|------------------------------|------|---|-------|--------------------|----|
| 新人研修<br>1. 新人研修       | 中央研修・ブロック研修の各履修内容を踏まえ、業務を行うために必要な知識と能力を補完・強化することを目的とし、業務を営む司法書士の職務環境及び業務内容を提示するとともに、会員講師の経験に基づく事例の紹介・検証により、必要な実務能力および執務姿勢の修得を図る。     | ・講義<br>・演習<br>(会員講師による)      | ・1期  | ・司法書士制度<br>(倫理・綱紀を含む)<br>・司法書士職務<br>(不動産登記・商業法人登記・供託) | 一部会補助 | 総合研修所<br>(新人研修室)   |    |
| 2. 配属研修               | 新人研修修了者に対し、配属事務所の受託事案を題材とする体験実習を行い、会員講師の直接指導により、必要な実務能力および執務姿勢の深化・充実を図る。   | ・配属研修<br>(会員講師による)           |      | (別に定める要綱による。)   |       | 研修部                |    |
| 研修情報                  | 実務の参考となる法律実務雑誌・書籍、先例等から情報をピックアップして電子化をし、速やかに会員に情報提供することを通して会員が効率的に情報を摂取・利用し、能力の向上を図れるようにすることを目的とする。具体的には、東京司法書士会スーパーネットへ電子情報として公開する。 | ・Web上での公開                    | (随時) | ・各種研修情報<br>・判例、先例<br>・判例叢書等<br>・会からの配布物               | 全額会負担 | 総合研修所<br>(研修情報室)   |    |
| 裁判実務研修<br>1. 民事裁判実務研修 | 主として裁判実務について経験の浅い会員等を対象に、具体的な事案に基づき、起案をすることを通じて、実務能力の開発向上を目的とする。   | ・講義<br>・演習<br>(外部講師・会員講師による) | ・1期  | ・通常訴訟手続、簡裁手続、その他                                      | 一部会補助 | 総合研修所<br>(民事裁判研修室) |    |
| 2. 民事裁判実務研修           | 上記民事裁判実務研修の修了者等を対象に、要件事実論・訴訟物論を中心とした民事訴訟の基礎理論の習得と事件処理能力の向上を図ることを目的とする。   | ・講義<br>(外部講師による)             | ・1期  | ・民事訴訟の基礎理論  | 一部会補助 | 総合研修所<br>(民事裁判研修室) |    |

| 研修の種類      | 趣旨・目的   | 実施形式                         | 開催                   | 科目  | 費用    | 実行機関               | 備考 |
|------------|---|------------------------------|----------------------|---|-------|--------------------|----|
| 3.民事裁判実務研修 | 簡裁代理権を取得した会員を対象に、現実に訴訟等代理人としての業務を遂行するために必要な倫理及び法廷・和解技術等の習得を目的とする。   | ・講義<br>・演習<br>(外部講師・会員講師による) | ・1期                  | ・簡裁代理人としての倫理および執務<br>・立証を中心とした法廷活動<br>・裁判内外における和解技術 | 一部会補助 | 総合研修所<br>(民事裁判研修室) |    |
| 4.刑事裁判実務研修 | 司法書士は、民事訴訟のみならず告訴・告発についても受託できることが真に市民のニーズに応えることになる。刑法・刑事訴訟法に関する研修を行うことを目的とする。                                     | ・講義<br>(外部講師による)             | ・1期                  | ・刑事手続全般   | 一部会補助 | 総合研修所<br>(刑事裁判研修室) |    |
| 5.クレサラ研修   | 自己破産申立件数が年間20万件を超え、クレサラ問題は既に社会問題化している。司法書士の法律専門家としての積極的な取り組みを期待されている現在、司法書士の、より高度な知識及び実務能力の涵養と倫理の確立を目的とする。        | ・講義<br>・演習<br>(外部講師・会員講師による) | ・1期                  | ・現状と事例<br>・任意整理<br>・特定調停<br>・民事再生<br>・自己破産          | 一部会補助 | 総合研修所<br>(クレサラ研修室) |    |
| 商事法務研修     | 経済法として改正の頻繁な会社法等商事法務に関する新法令及び今日まで多数の司法書士が未経験の実務を理解し、商事法務全般の手続に対応できる能力を身につけ、商業登記のみならず、新しい商事法務の担い手としての専門家となることを目指す。 | ・講義<br>(外部講師・会員講師による)        | ・1期<br>・会員向け公開講座2回以内 | ・株式<br>・株主総会<br>・役員・役員会<br>・企業再編<br>・法改正            | 一部会補助 | 総合研修所<br>(商事法務研修室) |    |
| 成年後見研修     | 司法書士が後見人及び後見監督人の担い手となり、後見実務のレベルを向上させることを目的とし、法律のみならず福祉、医療、行政等の社会制度に習熟し、各種専門家との連携に努めることにより、司法書士執務の幅と奥行きを広げる。       | ・講義<br>(外部講師、会員講師による)        | ・1期                  | ・成年後見全般   | 一部会補助 | 総合研修所<br>(成年後見研修室) |    |

| 研修の種類                  | 趣旨・目的  | 実施形式             | 開催  | 科目                     | 費用    | 実行機関                  | 備考 |
|------------------------|--|------------------|-----|------------------------|-------|-----------------------|----|
| 家事・少年事件<br>研修          | (新)人事訴訟法が平成16年4月1日から実施され、家事事件が家庭裁判所に一元化されたことに鑑み、司法書士が家事事件手続の全般、少年事件手続の全般について市民の要請に応えられるよう、法令の研鑽、知識・技能の習得を目的とする。  | ・講義<br>(外部講師による) | ・1期 | ・家事事件全般<br>・少年事件全般     | 一部会補助 | 総合研修所<br>(家事・少年事件研修室) |    |
| 民事保全・執行<br>研修          | 新設の少額訴訟債権執行制度の理解、並びに紛争の最終的満足をはかる国民の期待に応えるために、事前の保全手続、及び本執行手続に関する法令の研鑽、知識・技能の習得を目的とする。  | ・講義<br>(外部講師による) | ・1期 | ・民事保全事件全般<br>・民事執行事件全般 | 一部会補助 | 総合研修所<br>(民事保全・執行研修室) |    |
| その他<br>1. 日司連年次制<br>研修 | 平成16年度の第65回日司連定時総会において承認された日司連会員研修規則の一部改正により、年次制研修を実施する。<br>実施方法は、平成17年度日司連年次制研修実施計画(案)による。<br>平成17年4月1日において、以下の登録期間に達する司法書士会会員が受講対象者となる。<br>満3年(2001年4月1日~2002年3月31日登録)<br>満8年(1996年4月1日~1997年3月31日登録)<br>及び以後5年を加えた年。<br>但し、1979年1月1日付の登録者は、登録日でなく、入会日とする。 |                  |     |                        | 全額会負担 | 研修部                   |    |